

インドネシア：投資環境改善に向けた新たな試み（許認可プロセスの効率化）

アジアニュースレター

2025年9月3日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

y.yoshimoto@nishimura.com

[Jeanne Elisabeth Donauw](#)

Jdonauw@wplaws.com

[我妻 由香莉](#)

y.wagatsuma@nishimura.com

[Andhika Indrapraja](#)

Aindrapraja@wplaws.com

インドネシア政府は、2025年6月5日、投資環境を改善するための近時の取り組みとして、2021年政令第5号に代わって、リスクベースでのライセンス付与の実施に関する2025年政令第28号（以下「新政令」といいます。）を制定・公布し、同日付で施行されました。以下に記載のとおり、新政令によって、投資家のライセンス取得プロセスがより容易なものになりました。

1. オンライン・シングル・サブミッション（OSS）システムの対象事業の拡張

インドネシア投資・下流産業省（BKPM）が運営するOSSシステムによる手続の対象となる事業が、持株会社、葬儀事業、クリエイティブエコノミー、第三者資格認定などの分野にも拡張され、許認可プロセスがより合理的かつ効率的になりました。

2. 基礎的な許認可の免除

インドネシアで事業活動を行うに際し、事業許認可を取得する必要がある事業者は、まず、先行して基礎的な許認可（空間計画確認、環境許可、建築物の建設許可、建築価値証明書など）を取得しなければなりません。新政令では、建物の所有者がすでに基礎的な許認可を取得しているオフィスビルまたは商業ビル複合施設内で行われる取引およびサービス事業活動については、別途の基礎的な許認可を取得することを明示的に免除しています。この免除により許認可プロセスが合理化され、要件を満たす事業者は、基礎的な許認可を取得することなく、直接事業許認可を申請し、事業許認可が発行され次第、より迅速かつ簡易な手続で事業を開始することができることとなります。

3. その他

従前の規制上は、事業分野ごとに行政制裁が適用されていましたが、新政令では、事業分野を問わず、違反の重大性と性質に基づいて行政制裁が課されることになりました。新政令の詳細を定める施行規則は、新政令の公布日から4ヶ月以内に制定されることになっています。

また、新政令により、さまざまな事業分野について、ライセンスの取得要件と各事業の必要手続を規定するサービスレベルが改訂される見込みで、新政令の別紙にはその概要が記載されています。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com